

大和市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第3号

大和市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

大和市個人情報保護条例施行規則（平成10年大和市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「大和市介護保険」を「介護保険事業者事故報告書及び大和市介護保険」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 大和市救急業務実施規程（平成28年大和市消防本部訓令第1号）第25条に規定する
救急活動記録票

第11条中「第46条第3項」を「第46条第4項」に改める。

第13条第1項中「並びに条例第29条第2項」を削り、同条第2項中「及び条例第28条第4項の規定による開示」及び「第15条において同じ。」を削る。

第14条第1項中「市内に居住し」を「本人、法定代理人又は条例第17条第2項第2号に規定する配偶者若しくは2親等以内の血族である者であって」に、「該当する者」を「該当するもの」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 刑事収容施設（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第1条に規定する刑事収容施設をいう。）に収容されている者

第14条第1項に次の1号を加える。

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が認めた者

第14条に次の1項を加える。

2 条例第18条第3項の規定による郵送等は、日本郵便株式会社による郵便を利用し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便を利用するものとする。

第15条を削り、第16条を第15条とし、第17条から第24条までを1条ずつ繰り上げる。

第25条中「第46条第2項」を「第46条第3項」に改め、同条を第24条とし、第26

条を第25条とし、第27条を第26条とする。

別表第2中「第26条」を「第25条」に改め、同表関係条文の欄中

第17条	第16条
第18条	第17条
第18条	第17条
第19条	第18条
第20条	第19条
第21条	第20条
第22条	第21条
第23条	第22条
第23条	第22条
第24条	第23条
第25条	第24条

に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。